



長瀬町 商工会たより

HP <https://www.nagatoro.or.jp>
Mail nagatoro@syokoukai.jp

Vol.368

2

発行責任者 福島 博
編集責任者 川端 貴雄
編集担当者 茂木 純一

TEL: 0494-66-0268

FAX: 0494-69-1030



新春講演会・賀詞交歓会開催

令和7年新春講演会・賀詞交歓会が1月7日、長生館を会場に開催されました。新春講演会では、音響空間作家である及川潤耶氏をお招きし、『及川潤耶の挑戦：芸術家による社会実践とその未来』というテーマでご講演戴きました。音響空間作家として世界各地でご活躍されている及川様からはこれまでの活動をはじめ、日本での新たな拠点づくりとして長瀬を選んだ理由や長瀬に対して感じた魅力などについてお話しいただき非常に参考になる内容となりました。

続いて開催した賀詞交歓会では、大澤タキ江長瀬町長を始めとして、会員・来賓約65名の皆様が出席され、参加者同士情報交換を図ることができました。

今年も商工会として「私達は会員のために働きます」というスローガンのもと役職員一同頑張っていく事を確認して盛大に開催されました。
(記事担当 竹内 紀昌)



税理士による税務相談会のご案内 (確定申告書作成等)

税理士による個別相談会を開催します。

確定申告・消費税申告個別相談会

- ◆日程 2月27日(木) 引間 進先生
3月4日(火) 堀口 美奈夫先生
- ◆時間 13:30～16:30
《確定申告の提出期限》
- ◆所得税・贈与税・事業税・・・3月17日
- ◆個人事業の消費税・

地方消費税……………3月31日
確定申告は遅れないよう余裕をもって準備しましょう。
(記事担当 浅見 裕子)



「埼玉県立自然の博物館」 特別観覧券配布について

長瀬町商工会では令和6年10月号広報誌において長瀬町が「日本一安全な町」であることを宣言して、その後も各種活動を進めてきました。

そして今回、この事業に対してご協力いただき、また昨年12月に開催した経営講演会で大変お世話になった埼玉県立自然の博物館様の特別なご配慮により商工会にて特別観覧券を作成し配布させていただくことになりました。先着順で配布枚数に限りがありますが、是非とも多くの会員の皆様にご来場いただければと存じますので、希望する方は商工会までお申し込みください。詳細については以下のとおりです。

- ◆配布対象 長瀬町商工会員とその家族、従業員等
- ◆配布枚数 特別観覧券4枚1セットを先着90組に配布し、在庫がなくなり次第配布終了となります。
この特別観覧券でどなたでも入館でき、令和8年1月31日まで使用可能です。
- ◆申込方法 希望する方は商工会までお申し込みください。
ご不明点等ありましたら商工会までお問い合わせ下さい。
(記事担当 竹内 紀昌)



長瀬グルメ(飲食店マップ) 2025年版発行について

長瀬町観光協会では、2025年版のグルメマップの発行にあたり、掲載事業者を募集します。主に飲食店(営業許可お持ちの方)が対象ですが、飲食店以外の事業所も一般有料広告枠で参加可能です。

- ◆サイズ：A3サイズ2つ折り(A4 4ページ)
- ◆内容：1ページ目 表紙
2～3ページ目 飲食店有料広告枠等
4ページ目 一般有料広告枠
- ◆配布先：観光案内所内ラック等に設置及び観光協会員施設等への配布
- ◆発行数：15,000部(予定)
- ◆配布開始：2025年4月～(予定)
- ◆掲載料：3,000円～
(※観光協会員の場合金額が変わります)
- ◆申込期限：2月10日(月)
- ◆申込先：長瀬町観光協会(☎66-3111)
(記事担当 竹内 紀昌)



決算書作成等、個別指導会のご案内

2月17日より、所得税・消費税等の確定申告の受付が始まります。商工会では下記の通り、経営支援員による確定申告個別指導会を開催します。

- ◆日程 2月17日(月)～19日(水)
- ◆時間 9:30～16:00
- ◆ご持参いただくもの
 - ・令和6年分確定申告のお知らせ
(税務署からのはがき案内)
 - ・申告年分帳簿類 控除証明書類
マイナンバーカード他
 - ・納付金額証明書(国民健康保険対象の方は各役場で受け取れます)
 - ・年金・給与所得のある方は源泉徴収票
(記事担当 浅見 裕子)



長瀬町令和7・8年度小規模契約 希望者登録申請について

長瀬町では町が実施する修繕工事・物品購入・業務委託など1件当たり50万円未満の契約手続きにおいて、町内事業者に対して優先発注の機会提供のため小規模契約希望者登録を行っています。そして令和7・8年度の登録申請手続きを以下のとおり行います。

- ◆資格要件 町内に住民登録を有する者(個人)もしくは町内に主たる事業所を有する者(法人)
- ◆受付期間 令和7年2月10日(月)～3月14日(金)まで
※但し4月以降は追加申請を随時受付
- ◆有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間
※但し4月以降の申請は有効期間満了まで
- ◆問い合わせ 長瀬町 企画財政課財政担当
TEL 0494-66-3111 内線 222
FAX 0494-66-0894

※その他、登録に際しての資格要件及び申請に係る提出書類等の詳細などについては長瀬町HPをご覧ください。(下記QRコードからもご確認いただけます。)



日本政策金融公庫 金融審査会 毎月第1金曜日までの申込分を 第2週木曜日審査会	
1月末現在商工会員数 355名	組織率 97.7%